

北九州市監査公表第36号
平成27年8月21日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	後藤雅秀
同	三宅まゆみ

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ： 昇降機の維持管理について)

2 監査の対象

昇降機を保有している部局及びその整備、維持管理、契約事務等を行う関連部局

3 監査の期間

平成25年5月1日から平成27年2月24日まで

4 監査公表の時期

平成27年4月9日(平成27年監査公表第15号)

5 監査の結果に係る措置状況報告書

監査の結果に係る措置状況報告書（平成 25・26 年度 行政監査）

監査の結果	措置状況
<p>1 昇降機の保守点検業務委託において、ガイドラインで定められた仕様書の作成及び積算をしていないもの（市民文化スポーツ局美術館普及課、環境局 環境科学研究所、小倉南区役所コミュニティ支援課、教育委員会 指導部 教育センター）</p> <p>市が直接管理をする施設については、保守点検業務を発注する際、ガイドラインで定める「仕様書」を作成し、ガイドラインで定める「積算要領」に基づく積算を行うことを原則としている。</p> <p>しかし、上記指摘対象課においては、合理的な理由がないにもかかわらずガイドラインを適用せず、独自に積算を行い、予定価格を定めている。</p> <p>保守点検業務の発注にあたっては、ガイドラインで定める仕様で仕様書を作成すると共に、その仕様に基づき、ガイドラインの積算要領による積算を行い、予定価格を定めるべきである。</p>	<p>（市民文化スポーツ局美術館普及課） 今回の指摘を受け、平成 27 年度昇降機保守点検業務委託契約より、ガイドラインで定められた仕様書の作成及び積算を実施し、発注・契約を行った。</p> <p>（環境局環境科学研究所） 今回の指摘を受け、平成 27 年度委託契約分から、ガイドラインで定められた仕様及び積算要領の趣旨に則り、改善を図ったところである。</p> <p>（小倉南区役所コミュニティ支援課） 指摘された点については、平成 26 年契約時より、「積算シート」に基づいた積算金額と比較して予定価格を設定する方式に改善した。平成 27 年度も同様に「積算シート」を活用した予定価格の設定を行った。 今後、同様の指摘を受けないよう「建築物の維持管理業務に関するガイドライン」を遵守し、適正な事務処理を行うようにする。</p> <p>（教育委員会指導部教育センター） 今回の指摘を受け、平成 27 年度より保守点検業務委託については、ガイドラインで定める仕様書を作成し、ガイドラインで定める積算要領に基づく積算に沿って業務委託契約を行った。 また、ガイドラインの積算要領による積算に沿った予定価格が定められない場合は、その理由が合理的なものであるかどうかを検討し、関係課と協議して予定価格を定めることとする。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>2 昇降機の保守点検業務において、FM契約からPOG契約への変更が適切でないもの (産業経済局 観光にぎわい部 門司港レトロ課)</p> <p>門司港レトロ観光物産館は、指定管理者による施設の運営及び維持管理が行われているが、エレベーターを設置してから13年目の平成23年度に昇降機保守点検契約をそれまでのFM契約からPOG契約に変更し、市所管課はそれを把握していなかった。</p> <p>指定管理者の募集等にあたっては、認識を共有するため業務仕様書にFM契約を明示すると共に、指定管理者、ビル管理者及び昇降機の保守点検業者の間で締結される契約においても、市が求めたFM契約となっているかの確認が必要である。また、FM契約からPOG契約への変更に際しては、市所管課が、FM契約、POG契約それぞれの特徴や費用対効果等を十分検討した上で判断すべきである。</p>	<p>指定管理者が行う施設の維持管理に関しては、定期的にモニタリングを実施し報告書等で確認を取っていたが、その契約方法については踏み込んでいなかった。</p> <p>今後については、点検結果報告の際に契約状況についても確認するようにする。</p> <p>また、指定管理者の募集の際には、契約方法について明示することとし、変更を希望する場合は必ず事前に市と協議させるものとする。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>3 昇降機の定期検査結果を記録した書面が作成されていないもの (産業経済局 事業部 競輪事務所)</p> <p>市が所有する昇降機については、日常的な保守点検の他に、建築基準法第12条第4項に基づき、年に1回の定期検査(法定点検)が義務付けられているが、市はその確認を怠っていた。</p> <p>保守点検業者は、定期検査を満たす検査は行ったと主張しているものの、その結果を記録する書面(以下「検査書」という。)の作成をしておらず、市所管課への報告も行っていなかった。また、市所管課は、検査書の提出を求めておらず、当該検査の履行確認もしていなかった。</p>	<p>競輪事務所内部で関係法令の確認を行った。</p> <p>監査の指摘を受け、平成26年8月に保守点検業者による法定点検を行い、当該点検に係る検査書により履行確認を行った。</p> <p>今後も関連法令を遵守した保守点検を行う。</p>